二　第二種特定原産地証明書は、地域的な包括的経済連携協定の締約国の税関当局によって、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後十二月を経過する日までの間に行われる一回の輸入に限り受理されること。

（第二種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間）

第二十条　法第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間は、同項第一号に掲げる事実にあっては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同項第二号又は第三号に掲げる事実にあっては一年（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）とする。

一～三　［略］	［略］
四　地域的な包括的経済連携協定	三年

（第二種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第二十二条　［略］

2　法第七条の十第一項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一～三　［略］	［略］
四　地域的な包括的経済連携協定	三年

3・4　［略］

別表（第十八条関係）

一　［略］	上欄のイの末尾に記載された日の翌日から起算して次に掲げる期間 イ～ハ　［略］ ニ　地域的な包括的経済連携協定に係るものについては三年
二　［略］	第二種特定原産地証明書の作成の日の翌日から起算して次に掲げる期間 イ～ハ　［略］ ニ　地域的な包括的経済連携協定に係るものについては三年

備考　表中の［　］は注記である。

（第二種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間）

第二十条　法第七条の九第一項の経済産業省令で定める期間は、同項第一号に掲げる事実にあっては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同項第二号又は第三号に掲げる事実にあっては一年（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）とする。

一～三　［略］	［略］
［新設］	［新設］

（第二種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第二十二条　［略］

2　法第七条の十第一項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一～三　［略］	［略］
［新設］	［新設］

3・4　［略］

別表（第十八条関係）

一　［略］	上欄のイの末尾に記載された日の翌日から起算して次に掲げる期間 イ～ハ　［略］ ［新設］
二　［略］	第二種特定原産地証明書の作成の日の翌日から起算して次に掲げる期間 イ～ハ　［略］ ［新設］